

知っていますかヤングケアラー

子ども用

こんなことがあったら・・・

家事や家族の世話をすることは大切なことです。でも、学校生活に影響が出ていたり、ここからだがつらくなったりしたら注意が必要です。



障がいや病気のある家族に代わり、家事をしている。

家族のために通訳をしている。

家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。

長い間病気の家族の看病をしている。

ヤングケアラーに当てはまるかチェックしてみよう!

- 友達と遊ぶ、勉強をするなど自分のための時間がない。
- 家事・手伝いで学校に遅刻や早退することがある。
- 何か心配になったり、不安になったりすることがある。

チェックが一つでもついたり、辛い気持ちを抱えていたら・・・

誰かに相談してみよう!

ひとりでがんばらなくても助けてくれる人がいます



詳しい相談については、家庭児童相談室(34-6636)に連絡してね!
チラシに関する問い合わせは子ども・若者政策課(34-6630)へ。

知っていますかヤングケアラー

まわりの大人用

こんな子ども周りにいたら・・・

子どもが生まれながらにして持っている子どもの権利※が侵害されている可能性があります。支援機関にご連絡ください。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。

アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。

障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている

障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている

家族を支えるために、子どもが以下の状況にあてはまりませんか。

- 掃除や料理、皿洗い、洗濯などの家事を日常的に行っている。
- 家族の着替えや入浴、食事など身の回りの世話をしている。
- 子どもがこども園や学校に通えていないように見受けられる。

チェックが一つでもついたらヤングケアラーかもしれません。

支援機関に連絡してみよう!

あなたが支援機関に連絡することにより様々な支援につながります。



行政窓口



社会福祉協議会

ヤングケアラーとは、

豊田市では一般的に本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話など日常的に行っている事で、負担を抱え、子どもの権利が侵害されている18歳未満の子どもとして捉えています。



ヤングケアラー-HP

※子どもの権利とは、生まれながらに認められ、人として生きていくために、社会が保障しなくてはならないものです。豊田市は、豊田市子ども条例で定めています。

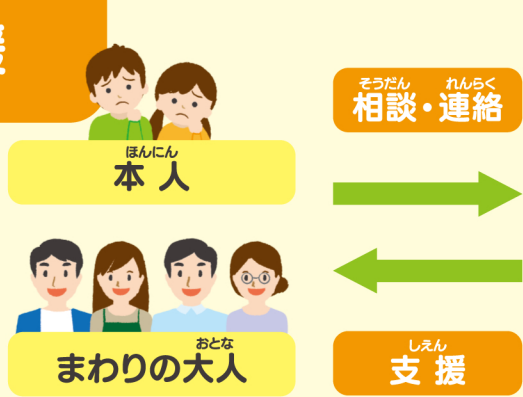
相談先については、中を確認ください。
チラシに関する問い合わせは子ども・若者政策課(34-6630)へ。



子ども条例HP

豊田市での支援

豊田市では、相談や連絡を受けた内容に合わせて様々な機関と連携し、その人にあった支援を考え、包括的に支援します。



相談先一覧

相談する際には以下の内容を確認し、ご連絡ください。

- どこに相談したらよいか分からない場合は、家庭児童相談室(こども家庭課内)(34-6636)へ連絡してください。
- 年齢や困りごとに関係なく、様々な相談ができます。
- 内容により、必要な関係機関へつなぐ場合があります。

相談した人の声

親も大変そうだし、お手伝いしたいけど、自分がやらないと誰もやらない。負担に感じている。



幼いきょうだいの世話をしている。

勉強の時間等自分の時間が欲しい。



病気等のある家族に代わり、家事をしている。

母親の通院のために学校に行けない時があり、今後自分の未来(進路、進学)を考えると、不安を感じる。

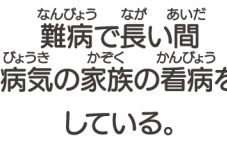


アルバイトをして、障がいのある家族を助けている。

家族を励ましたり、病院に付き添うことが大変。



難病で長い間病気の家族の看病をしている。



【ひとり親家庭等日常生活支援事業】
就労のための通学、就職活動や疾病等により、一時的に日常生活に支障がある場合に、家庭生活支援員により、食事の世話や住居の掃除、生活必需品の買物等家事援助を行う。
※所得条件により一部利用料金の負担あり。親が在宅時に利用可能。

できたこと・良かったこと
制度を教えてもらい、親が申し込んでくれた。親に自分の気持ちが伝えられたし、負担が減って楽になった。

【こども園及び放課後児童クラブ】
就労等の要件がある家庭で、申込書類の審査及び受け入れ準備ができた場合に子どもの預かりを行う。

できたこと・良かったこと
きょうだいがこども園を利用できるようになり勉強や遊びの時間ができた。

【居宅介護(ホームヘルプ)】
障がいのある家族の自宅内での入浴、排せつ、食事等の介護、通院等への外出時における介助を行う。18歳未満の子どもには育児支援も対応可能。

できたこと・良かったこと
障がいのある母親の病院の付き添いをしてもらえるようになった。自分のやりたいことを進路にすることができた。

【子ども食堂】
食を通して、集まった子ども同士や大人たちとの交流の場や見守りの場といった地域の中の居場所を提供している。
※地域によって開催時間等異なる

【学習支援】
経済的な理由で学校外での学習習慣、機会に配慮が必要な子どもたちに対して、学習の支援や生活、進路についての支援を行う。

できたこと・良かったこと
子ども食堂を紹介してもらい、集まった子どもや大人と一緒にご飯を食べることができた。また学習支援で大人に勉強を教えてもらうことができた。同世代や家族以外の大人と、自分のことを話すことで息抜きができた。

相談に応じる窓口

相談の際に、ヤングケアラーに関するチラシを見た旨をお伝えいただけるとスムーズです。



部局名	担当課	電話番号	主な相談内容
こども・若者部	家庭児童相談室(こども家庭課内)	34-6636	18歳未満の子育ての悩み、負担や虐待に関する相談
	保育課	34-6809	こども園の入園等に関する相談
	とよた子どもの権利相談室「こことよ」	0120-797-931	子どもの権利に関すること
若者サポートステーション		33-1533	若者の自立に向けた相談(15歳~39歳)
		※LINE相談は2次元コードよりご確認ください	
教育部	青少年相談センター「パルクとよた」	33-9955	不登校、いじめ、非行等に関する相談(小学生~18歳未満)
保健部	保健支援課	34-6855	難病・こころの相談に関すること
	地域保健課	34-6627	子育て、健康に関する相談や保健指導
	障がい福祉課	34-6751	障がい福祉サービス等の利用に関する相談
福祉部	地域包括支援センター	下記2次元コードよりご確認ください	高齢者の介護、福祉等に関する総合相談
	生活福祉課	34-6635	生活保護に関する相談
	福祉総合相談課	34-6791	福祉に関する総合的な相談
その他	社会福祉協議会(本所・支所・出張所)	社会福祉協議会HPをご確認ください	就労、家計、住まいなど生活に関する相談